

睦村	二〇、六九六	七、九二四	二九、二四五	一一、四四七	二五、六三五	一六、八〇九	一九、九五八	一一、四三六
豊富村	二一、二五〇	九、四七五	二三、八六六	一〇、〇四九	一六、二〇八	一〇、七八二	一六、九二三	一一、八〇三
計	四八六、二六五	一七四、二七四	五四九、七七一	一八六、四〇八	四二七、六六二	二三五、〇三二	四四三、七七一	三〇四、二二五

備考 大正十三年度分は豫算を掲上し其他の年度は決算額を計上す

ホ、郡内小學校教員數

年次	正教員		准教員		専科正教員		代用教員		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正十年	一三三	六三	一九六	一〇	二三	三三	一	一	七
大正十一年	一三三	五八	一九〇	一二	一八	三〇	一	一	七
大正十二年	一二四	六七	一九一	一四	一一	二五	一	三	四
大正十三年	一三二	六三	一九五	一二	九	二一	一	一	四
計	五二二	二四七	六七三	四八	五七	一〇六	四	六	一四一

ハ、小學校教員の研究狀況

以上の各種統計表により郡内小學校教育の發展を數字上より察知することを得べし。最近初等教育界の研究修養の旺盛にして之を學理上より將又實際上より改善進歩に苦心經營致々として倦まざるの狀あり。郡は其等時世の進運に順應し適切なる施設の下に郡下各小學校の活動を促進せしむるに努めたりその主なるものを掲ぐれば左の如し。

一、小學校の相互視察

小學校經營の全般に亘りて實地調査をなし研究の歩を進めしめんとするものにて、教授の實際經營狀況兒童の實績等各方面に亘

小學校教員の研究狀況

小學校教員年次表

りて豫め學校を指定し視察參加學校の區域を定め學校長並に數名の訓導を之に参加せしめ實施したり。大正十二年度相互視察

視察校	視察參加學校
大和田校	睦、豊富、二宮
津田沼校	檢見川、幕張、長作、犢橋、宇那谷、畑、稻毛
部賀校	部、千城、白井、更科
蘇我校	椎名、譽田、生濱

大正十三年度相互視察

視察校	視察參加學校
第一班 生濱校	蘇我、椎名、譽田
第二班 更科校	白井、千城、部
第三班 宇那谷校	犢橋、宇那谷、畑、稻毛、長作
第四班 檢見川校	部賀、幕張、津田沼
第五班 睦校	大和田、豊富、二宮

小學校分教場相互視察

分教場	分教場勤務者及校長
第一班 譽田校平山分教場	譽田、白井、更科、千城、各校分教場勤務者及校長
第二班 津田沼校第五分教場	部、部賀、犢橋、宇那谷、各校分教場勤務者及校長
第三班 豊富校又新分教場	二宮、睦、豊富、各校分教場勤務者及校長

二、農業教育の振興

實業教科の振興は縣教育多年の方針なり。千葉郡は之を實現せんため農業科研究會農業科講習會立毛品評會實習作物品評會又は實習競技會等を開催して教員の實力養成と實習成績の向上に努めたり。

1 農業科研究會

大正十二年六月部校に於て (郡主催)  
同 十一月大和田校に於て (縣主催)

- 2 實習競技會
- 3 立毛品評會
- 4 農業季節講習

大正十二年六月補映競技會を郡役所に、同年十月夢作競技會を譽田校に開く  
 大正十二年以後夢作白菜の立毛品評會を開催す  
 大正十二年十一月より十三年十一月まで隔週一回縣農事試驗場に於て同場職員指導の下に開催す、  
 講師の熱心適切なる指導により講習員をして該科に關する興味と知識を得せしめ農業教育振興上  
 裨益する所夥からず

### 三、教員修養會

教員の精神修養と共に體驗的修養に資するため會場を共同生活を營み實行氣分の作興修養に努めたり。大正十二年度に男教員を  
 三班に分ちて之を行ひ、大正十三年度に男教員を三班女教員を二班に分ちて之を行へり。

### ト、教育功勞者の表彰

各團體より教育功勞者として表彰せられしもの左の如し。

表彰月日	表彰團體	表彰者職氏名
大正十年六月十六日	千葉縣教育會	二宮尋常高等小學校訓導 佐野しげ
大正十一年二月十一日	千葉縣	陸尋常高等小學校々醫 安原齊平
大正十一年六月十六日	千葉縣教育會	大和田尋常高等小學校校長 村田豊造
全	全	續橋尋常高等小學校校長 日暮菊太郎
大正十一年十月十日	文部省	蘇我尋常高等小學校校長 長谷川 繼之助
大正十二年三月廿日	千葉郡	都尋常高等小學校校長 別所滋一
全	全	長作尋常小學校校長 織戸峰次郎
大正十二年六月十六日	千葉縣教育會	白井村助役 岡本勝健
大正十三年二月十一日	千葉縣	幕張尋常高等小學校校長 篠田寅平
大正十三年七月十四日	千葉縣教育會	千城尋常高等小學校校長 小出恭彦
大正十四年六月十四日	全	檢見川町 高井國三郎
大正十四年六月廿一日	千葉郡教育會	椎名尋常高等小學校校長 織戸喜代吉

### 補習學校

#### 四、補習學校

本部各町村補習學校は縣郡當局の指導獎勵により、大正八、九年の交に多く設立せられたり。當時郡  
 長竹内鏡之助、郡視學楠本權三郎氏は自ら各町村長及び小學校長等を引率して、縣内に於て補習教育  
 の先進郡として知られたる、匝瑳、長生、夷隅の各郡の状況を視察せしめて、設立の氣運促成に努め  
 たり。かくて郡内二三の町村を除くの外皆設置を了し、今や内容充實に向つて進むべき時期となりけ  
 れば、大正十年十一月郡視學楢村辰之助氏は各學校長を引率して、愛知、静岡二縣の優良補習學校を  
 視察し、大に其の改善に努めたり。郡は大正十年十一年に亘り専ら補習學校生徒の出席を獎勵するた  
 め、或は生徒相互の視察を行はしめ、或は優良生徒の表彰を行ひ、大正二十三年度に於ては農業科研  
 究趣味助長のため郡農會技術員の應援により日割を定め各校を巡回講演せしめたり。是等各種の指導  
 獎勵により郡内補習學校は著しく進歩發達せり。而して大正十二年度に於ては津田沼町を除く外全部  
 其の設置を見、通年教授をなすもの一校(大和田町)あり、専任教員を置くこと並に女子補習學校の設  
 置等は、大正十四年以後に於て大に努むべき事項たらざるばあらず。

曩に大正十一年文部省は實業補習學校規程に根本的改正を加へて實業補習教育の徹底を期し、内容實  
 質の改善を企圖せられたり。茲に於て本縣は大正十一年九月訓令第十八號を以て新に實業補習學校施  
 設要項を定め將來準據すべき所を示し、補習教育を義務教育に準じ、學科課程の改正其の他従前の施

補習學校  
年次表

設要項の面目を革むる所少からず、郡下各補習學校は該訓令の趣旨に基き學則の改正を行ひ、從來小學校附設の補習學校は併設に改められ、修業年限學科課程等新訓令に據り内容改善の基礎を定むることとなり。左に郡内補習學校一覽表を示す。

イ、千葉郡實業補習學校一覽表

名 稱	創立年月	學 科	修業年限	大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年	
				學級	生徒	學級	生徒	學級	生徒	學級	生徒
蘇我實補	大正八年四月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	六四	二	四四	二	一〇〇	二	七六
生濱實補	大正九年五月	修身、國語、算術、農業	本科三年	一	四二	一	四七	一	三八	二	三六
椎名農補	大正九年十一月	修身、國語、算術、農業	本科三年	一	五四	一	四七	一	四〇	一	四二
譽田實補	大正八年三月	公民、國語、算術、農業	本科三年	五	五六	四	六四	四	六五	四	五六
白井實補	大正十年二月	修身、國語、算術、農業	本科三年	三	一〇五	三	六七	三	七六	三	七〇
更科農補	大正八年四月	修身、國語、算術、農業	本科三年	五	六三	三	四八	三	七一	三	五三
千城農補	大正九年十一月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	三九	三	五五	三	五〇	三	四二
都農補	大正九年三月	修身、國語、算術、農業	本科三年	一	四五	二	四九	二	四九	二	四三

都賀農補	大正八年六月	修身、國語、算術、農業	本科三年	三	九三	三	七九	三	七二	三	九一
檀橋農補	大正十二年三月	修身、國語、算術、農業	本科三年	三	七一	二	三八	二	三八	二	四九
檢見川實補	大正十年十一月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	五六	一	三五	一	三三	一	三五
稲毛農補	大正十年十一月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	三二	一	二九	一	三一	一	二四
畑農補	大正十年十一月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	六八	二	八〇	二	八一	二	五五
嘉張農補	大正八年五月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	五三	二	三五	二	四九	二	四九
長作農補	大正八年五月	修身、國語、算術、農業	本科三年	二	七三	三	七一	三	九三	四	一一七
二宮農補	大正八年五月	修身、國語、算術、農業	本科三年	三	七二	三	七八	三	七五	三	九七
大和田農補	大正八年四月	修身、國語、算術、農業	本科三年	三	八一	三	八九	三	五八	三	五九
睡農補	大正八年十二月	修身、國語、算術、農業	本科三年	四	八七	四	八九	四	七六	四	七五
豐富農補	大正八年十二月	修身、國語、算術、農業	本科三年	四	八七	四	八九	四	七六	四	七五
計				四六	男一四四 女一六	四三	一〇四四	四七	一一九七	四九	一一六四

ロ、補習學校職員

補習學校職員は小學校より兼任するもの大部分を占め、専任教員を置けるもの極めて小數なり。専任教員の存否はやがて學校の隆替成績の如何に關すれども、經費問題教員問題等に制せられ、未だ訓令の趣旨を充分に普及せしむるに至らざるを遺憾とす。職員表左の如し。

姓名	大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
蘇我實補	1	5	1	4	1	5	1	7
生濱實補	1	7	1	5	1	5	1	7
椎名農補	1	4	1	2	1	4	1	6
譽田實補	1	6	1	8	1	10	1	6
白井實補	1	5	1	6	1	8	1	6
更科農補	1	5	1	8	1	7	1	8
千城農補	1	4	1	4	1	7	1	7
都農補	1	5	1	7	1	7	1	5
部賀農補	1	6	1	6	1	6	1	5
横橋農補	1	6	1	7	1	6	1	5
檢見川實補	1	6	1	6	1	7	1	7
稻毛農補	1	4	1	3	1	2	1	6
畑農補	1	3	1	3	1	2	1	4
幕張農補	1	5	1	6	1	8	1	3
長作農補	1	4	1	4	1	3	1	7
計	36	98	29	101	22	123	11	133

各種學校

二宮農補	1	7	1	6	1	9	1	7
大和田農補	1	6	1	8	1	5	1	9
陸農補	1	6	1	5	1	8	1	9
豊富農補	1	8	1	8	1	6	1	8
計	4	26	4	27	4	28	4	35

大和田町を除く外全部小學校々舎を兼用し且つ季節教授兼任教員等を以て組織せるを以て其の經費は極めて少額を計上せるに過ぎず、實習地を備ふるもの亦數ふるに足らず、要するに實業補習學校としての價值實現には今後の努力を要すべき點少しとせざるべし。女子補習學校は譽田、生濱二校に並置せしが大正十一年以後之を廢止せるは遺憾なり。

五、各種學校

郡内にある各種學校は皆私立學校にして何れも子女の爲め農閑期節裁縫を教授する裁縫女學校なり男子を收容するものには津田沼町にある私立弘文學校及び私立大正學館の二校あり、何れも設備完からず收容生徒及び教授者亦少くしてその目的達成には將來大に奮勵を要するものあらん。

近來教育熱の盛なる町村の子女は争ふて鬻舎校門に蝟集し知識技藝の修養に努む。縣立中等學校以外に私立中等學校又は裁縫學校に通學するもの其數甚だ多く、左記郡内にある各種學校以外千葉市或は自町村附近の都邑の私立學校に收容せらる。然れどもその大多數は千葉市内にある學校に通學するものと言ふを得べし。

郡内各種學校表 (大正十四年三月現在)

名	郡	位置町村	種別	創立年月	學科	修業年限	學級	教員	生徒	校主
大正學館		津田沼町	私立	大正元年十月	修、國、漢、英、地、理、算、法、經、研究科一年	三年	三	一	三	吉野茂助
弘文學校		津田沼町	私立	大正五年五月	中學校規程ノ學課	三年	三	四	一	川島晁阿
鈴木裁縫女學校		蘇我町	私立	明治三十年九月		四年	四	一	一	鈴木文五郎
千脇裁縫女學校		譽田村	私立	明治四十四年十一月		本科三年速成一年	一	一	一	千脇周一
山澤裁縫女學校		千城村	私立	明治三十年九月		本科二年速成一年	一	一	一	市原よし
小柴裁縫女學校		幕張町	私立	大正十二年十二月		本科二年速成六ヶ月	二	一	一	小柴しげ
大木裁縫女學校		蘇我町	私立	明治四十四年十二月		本科二年速成一年	三	一	一	大木菊壽
計							七	八	四	三

### 第四節 交通

本郡は丘脈各地に連りて道路の多くは是等丘脈を縦貫するを以て急坂多く、剩へ土質の關係は一層道路を不良ならしめ、冬期の如きは人馬の通行だに困難なる所少からざりしが、近時産業の發達は交通機關の完備を促進し、國縣道郡道の敷設ありて樞要なる道路は殆ど完備の域に達し、乗合馬車自動車の往復頻繁を極め、他面鐵道及電車の開通を見、海岸沿線地方亦舟楫の便ありて交通頗る便利となれり。

國道第十三號線は東葛飾郡市川町に基點を發し、千葉市に至り全千葉市に於て縣道房總街道に連絡し共に本郡の海岸部を縦貫して安房館山町に通せり。

東金街道佐倉街道は共に基點を千葉市に發して、本郡中央部を横斷し、前者は山武郡東金町に、後者は印旛郡佐倉町に通ず。

東葛飾郡船橋町より起りて佐倉町に通ずる縣道は郡の北部を横斷し、房總中往還は本郡生實濱野村に發して郡の南部を横斷して夷隅郡勝浦町に通ず。其他千葉市より大網町に至る縣道は目下工事中なるを以て是等の完成を見れば本町の道路も略其の体形を整ふるに至らん。

省線總武本線は兩國驛より本郡の沿岸を縦貫して千葉驛に至り、是より郡の中央部を横斷し銚子驛に通じ房總線は千葉驛より郡の内部を横斷して勝浦驛に蘇我驛より分岐したる南三原線は海岸に沿ひて安房南三原驛に至る。就中千葉兩國間は複線なるのみならず、大正十年船橋千葉市間に開通せる京成電車は省線に並び敷設せられ益々東京方面との交通便ならしめたり。今大正十年末に於ける前記交通機關を示せば左の如し。

鐵道	郡道
一六哩九〇	一五里〇四
電氣軌道	樞要里道
一〇哩〇〇(約)	三八里三三
國道	里道
二里二九	一六九里〇八
縣道	
一八里二五	

京成電氣軌道株式會社の經營せる東京押上千葉市間の電車は大正十年七月十七日を以て船橋千葉間約

十哩を開通し、谷津、海岸、津田沼、幕張、檢見川、稻毛、濱海岸、千葉海岸、新千葉、千葉等の停留場を設置せり。本線の開通により東京千葉間を益々接近せしめ沿道町村の交通の便を興ふることに少からず。

官衙學校

第五節 官衙學校

本郡内に於て大正十年以後に移動を生じたる官衙學校としては、先づ千葉縣農事試驗場及び下志津陸軍飛行學校の二を數ふべし。今左に其の概要を記さむ。

千葉縣農事試驗場

一、千葉縣農事試驗場

イ、沿革 明治四十一年十月東葛飾郡中山村に創設せられ、専ら園藝作物に關する試験研究を行ひたるが、其後明治四十五年全郡葛飾村に水田部を増設して、水稻に關する試験並に原種の育成に努む後大正二年十一月全郡松戸町に移轉し、園藝作物及麥の原種育成を行ひ、水稻作は従前の位置に於て續行せしが、更に大正十一年四月千葉郡郡村に移り縣立種畜場分場の業務をも併合し、現今にては種藝、園藝、化學、病蟲、畜産の五部を設け、夫々専門的に試験研究に従事しつゝあり。

ロ、位置 本場は千葉郡郡村の地に在り、千葉停車場より約二十町の地にありて、佐倉方面に通ずる縣道に沿ひ千葉刑務所と相對する高臺に位置し高燥にして眺望に富めり。

ハ、試験場移轉費 本場の移轉は大正九、十年の二ヶ年繼續事業として遂行し、移轉後松戸に有せし舊場の土地建物は縣立高等園藝學校に移管せり。移轉費合計十七萬四千圓を要せり。

ニ、土地建物 土地總面積十一町三段九畝、内水田約三町一段八畝、畑約五町三段五畝、その他山林宅地、庭園、道路等約二町八段六畝程あり。

建物 本館一棟三百三十坪九合の外、附屬建物全部にて三十四棟この建坪五百六十六坪あり。

ホ、業務の概要 大正十一年千葉縣告示第四百四十二號の發布により、本縣内農事の改良發達を圖るため、左の業務を掌行す。

- 一、農産の改良増殖に關し試験を行ふ事
- 二、農事に關する模範を示す事
- 三、農事に關する調査設計及び獎勵をなす事
- 四、農事に關する講習、講話、實地指導、傳習及び質問應答をなす事
- 五、試験成績の普及をなす事
- 六、農用器具機械の貸與又は配付をなす事
- 七、種苗、種禽、種畜及農産物見本等の配付並に種畜の種付をなす事
- 八、土壤、種苗、肥料、農用器具機械、農産物の鑑査又は分析をなすこと
- 九、右の外農産の改良増殖上必要と認めたる事項

右の外に農業技術員養成の事業を附設し、學生は本縣内農學校卒業業者中より採用し、一ヶ年本場に於て更に學術並に實習教授をなし、修業後は主として地方町村の技術員として就職せしむるを目的とす。

一、職員 大正十四年四月現在に於ける當場職員及び擔任別を記せば左の如し。

擔任別	職名	氏名	擔任別	職名	氏名
場長	技師	堀江浩	果樹花卉	技師	林脩己
蔬菜	技師	齊藤亨	化學分析	技師	安川泰三
普通作物	技師	伊藤祐信	病虫	技手	渡邊恒男
米麥原種圃	技手	立川義夫	病虫	技手	中臺昭之助
水稻(原種ヲ含ム)	技手	上原盛造	蔬菜	技手	渡邊試三
施肥標準調査	技手	中山房雄	果樹花卉	技手	山川峯吉
普通作物農具	技手	宇野七郎	畜産	技手	足立隆
庶務會計	主事補	小高進	庶務會計	主事補	佐多京一

ト、經費 大正十四年度豫算を窺ふに經常部豫算額六萬八千四百四十九圓、臨時部豫算額六百五十圓即ち豫算總額は六萬九千九十九圓なり。

二、下志津陸軍飛行學校

下志津陸軍飛行學校

イ、沿革 大正八年四月十五日臨時航空術練習委員の編成を見、千葉郡櫃橋村小深に於て佛國武官指導の下に研究を開始し、大正九年八月一日陸軍航空學校偵察班と改稱せられ、大正十年四月一日陸軍航空學校下志津分校と改稱し、大正十二年一月十一日千葉郡都村鎌池に新廳舎竣工せられ、此處に移轉す。而して大正十四年五月十七日獨立して下志津陸軍飛行學校と改稱せり。

ロ、教育課目 教育課目は六科に分たれ、戰術、偵察、偵察操縱、特種(寫眞)、特種(通信)となり。各科學生は將校以下六十名内外を有す。

ハ、職員 大正十四年五月一日現在に於ける職員幹部氏名を擧ぐれば左の如し。

校長	陸軍少將	荒藤義勝	本部副官	航空兵大尉	永持達三
教育部長	航空兵大佐	大江亮一	研究部長	航空兵中佐	柳島鐵一
材料廠長	航空兵少佐	川崎宗利	教導隊長	航空兵少佐	長澤賢次郎

各科學生は專修科目によりて修業期間に多少の差あるも畧々五ヶ月乃至六ヶ月を以て修了期間となせり。

本校の擴張に伴ひ設備の飛行機は其の數を増し日々十數臺の飛行機は爆音勇ましく下志津原頭より飛行して千葉市街上に其の他各方面に大空を西に東に或は高く或は低く飛び交ひつゝ其の技を練るを見る。郡内津田沼海岸にある伊藤飛行場の機も亦此地方海岸附近を飛行しつゝ民間飛行のため奮闘しつゝあり。

第六節 千葉郡町村分合調

千葉郡町村分合調

本町村分合調査は明治廿一年町村分合當時新町村名を定めたる理由及其の當時舊町村名其他町村經濟等を一覽し得るものにて、郡誌本文中に挿入すべきものなるも編纂後發見したる資料につき茲に掲げ参考に供するものなり。

椎名村

椎名村

新町村名 椎名村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜糧地	合計	人口	戶數
茂呂村	三、七三三	八、三三三	四、一五七	四、七二五	三、三〇七	一、五〇三	八、三三八	三、七	三
刈田子村	九、七三五	九、七三九	三、四三五	一、一七六	〇〇一〇	六、〇三三	三三、三九三	三〇一	四
古市場村	三、六三〇	六、九四〇	四、八〇七	五、〇三三	—	〇、六二〇	六九、九六九	三五	三
椎名崎村	四、九一九	三、〇七六	五、六一八	五、二九〇	五、五〇〇	九、七〇〇	三九、二二三	三三	三
富岡村	一、四七八	四、〇七八	一、八七〇	七、九二七	〇〇〇四	一、五三三	二八、八七〇	一五	〇
中西村	三、〇〇五	二、六三三	一、〇五八	四、五〇三	〇、五〇五	二、五二一	二七、四七六	七	〇
大金澤村	三、五三三	二、八三〇	三、〇三三	一、〇、六〇〇	三、四三三	五、四三三	一、三、五三五	二九	一
小金澤村	八、六五三	九、五〇七	一、八〇六	二、四、七〇〇	七、五元	四、〇〇七	四、九〇九	九	一
落井村	一、六、四〇五	六、三三〇	一、〇九八	一、〇三	〇〇一〇	三、三	一八、二九七	九	一
計	三三、一四〇	一〇〇、四三五	二七、九三三	二四、三〇七	八、二八元	四、五三四	六五、八二九	一六三	三七

資力

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	山林	建物
茂呂村	四二六、九九四	一〇七、四九二	五、四九七	五七、二八三	〇、八〇一	—
刈田子村	九六八、六四四	五八、五六〇	四一、四一五	二五、一九二	〇、二〇五	—
古市場村	一七二二、二一三	一九二、九五七	九三、七四六	一〇四、九二二	〇、六一〇	—
椎名崎村	七一九、九六一	一七四、九三二	九九、八〇四	九九、九二三	一、七一六	—
富岡村	二一九、〇五一	九六二、九六二	二八、三二八	二九、八四八	〇、四〇六	—
中西村	九七二、九五六	六七、八七三	三三、五三二	四四、〇〇一	〇、七二二	—
大金澤村	三九〇、六一九	九八、八八〇	五八、三二八	五一、一六一	〇、七二二	—

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充にして、獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現に一學區とし、又用惡水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し、唯用惡水路の内古市場村に在る濱野村外五ヶ村と共用分水の關係を有するものありと雖も、是等は姑く舊慣に従ふを以て便利とす。而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し椎名郷に隸す。椎名崎村は元谷津村駒崎村の二村なりしを明治九年合併して一村と爲す。全六年大小區分畫の際第十一大區一小區に編入し、同七年更に小區に編入し同十一年郡區町村編制法施行の際、茂呂村椎名崎村との二聯合に分ち、同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一の聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらざると雖も民情舊村名の内其一を存するを欲せず、又之を參互折衷せんとするも九ヶ村の多き撰擇に便ならず。依て此村々は往古椎名郷に屬せしを以て今其郷名を取り本名を附す。

檢見川町

新町村名 檢見川町  
區域

舊町村名	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雜種地	合計	人口	戶數
檢見川村	一七、三〇三	二四、一七〇	一四、九四六	〇四六	九、七三八	八、四九	八三三	三三、四〇三	三、三六	五四
稻毛村	三、九四〇	三六、九八	一六、五〇六	—	三、六三二	一、七三三	一、〇四〇	一、九、〇三九	一、八三	三〇七
畑村	五、一三三	一四、四三四	一、一〇〇	—	一、四六五	一、五二〇	七、〇〇	三六、七三五	九〇〇	一四三
計	三三、三三三	五四、〇二〇	三二、七三四	〇、四六	三六、七二四	二、七八一	二、六二二	七四、三〇七	五、四七	九一

資力

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金	耕地	山林	建物
檢見川村	三〇三、三三	八八、一〇七	六〇五、四六	七〇一、四〇〇	五五〇、〇〇〇	三三六	四、一〇〇	一〇三
稻毛村	二九、五五	四六、〇三	一、二四、九四	二、六、七〇	—	—	—	—
畑村	一〇六、六六	三六、七一	四四、七〇	一、六、三五〇	—	二二四	〇、〇三三	—
計	四三九、五四	一七〇、八四五	一、〇七五、一三	一、五、四、〇〇	五五〇、〇〇〇	五四〇	四、一三三	一〇三

合併を要する事由

此村々の内檢見川村は資力較他に優るも、猶獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村其概ね農業と漁業とを事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現在一學區とし、又用惡水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他

に關係を及ぼさず、而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し明治六年大小區分畫の際第九大區七小區に編入し、同七年更に第十一大區四小區に編入し、同八年更に同七小區に編入し、全十一年郡區町村編制法施行の際檢見川村は一村獨立し稻毛村は園生村小中台村と聯合し、同十四年更に獨立し、畑村は犢橋村宮野木村と聯合し、同十四年更に犢橋村と聯合す。同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一の聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々之内檢見川村は最も大村にして且著名なるを以て其名に従ひ本名を附す。

都賀村

新町村名 都賀村  
區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戶數
萩臺村	一七、一四〇	三〇、〇一〇	三、三四八	五、一〇四	三、八一八	一、〇〇	一〇八、〇〇一	三、〇五	二九
西寺山村	三〇、二八	三九、六三	四、三〇三	一〇七、九四三	四、九四六	三、〇〇	一七、〇〇一	三、三八	四〇
殿臺村	一七、九六	一四、一〇三	二、九二	五、一〇一	三、七一	三、一六	四〇、五二〇	一、九〇	三
作草部村	三、八五	六、七〇	六、一〇九	八、七〇三	一、五〇七	五、七四	一八、九二八	四、四	三
園生村	二五、〇〇	三、八〇八	六、〇二	九、七〇	二、一三	一、七二	一、七、〇二〇	四、四	三
小中臺村	三、七五	一〇、五五	五、二二	九、二二	二、七〇	三、三	一、四、一〇七	四、八	七

宮野木村	三六六〇二	六、八七二	四、四八一	四、八七六	四、三三三	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五	四〇一	五
東寺山村	三〇、四〇七	三、九二一	二、三三五	三〇、三三五	二、九〇一	四、一〇一	二、三三五	二、三三五	一、九二	五
高品村	三〇、九八三	三、四〇三	三、六七三	七、九三三	八、四〇七	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	二〇六	五
原村	二、七〇三	三、六〇六	二、七〇三	三、三三三	一、五〇一	三、七〇七	七九、二〇九	二〇六	三〇六	五
計	二六、四〇九	四八、八五〇	四〇、五三二	五五、五三五	三、七三三	六、七六八	一、三五一、二四六	三〇六	四〇九	五

資力

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協費	現金	町村有財產	建物
萩臺村	三二四、四七五	六九、七二〇	六一、六二五	一〇八、四〇〇	—	—	—
西寺山村	三四七、三八〇	八四、四三八	七二、二三一	一〇七、五五〇	—	—	—
殿臺村	二六四、五二八	六五、〇〇〇	七三、四五七	六五、九〇〇	—	—	—
作草部村	五八一、二二二	一四八、八九〇	一六九、五四六	一四二、三〇〇	—	—	六〇
園生村	六八二、四六一	一四八、三一四	六九、九四一	一三四、八〇〇	—	—	—
小中臺村	七四九、七八八	一八五、九五九	一〇六、一二三	一二四、七〇〇	—	—	—
宮野木村	六九二、一五〇	一三三、五八六	六七、八六四	一一〇、〇五〇	—	—	—
東寺山村	三六〇、一六九	八四、四〇七	六五、〇五八	八六、九五〇	—	—	—
高品村	五二八、〇九八	一二八、五二五	一三〇、一七三	一一九、七〇〇	—	—	—
原村	六六四、五七三	七〇、四四三	七七、九七五	七七、二〇〇	—	—	—
計	五、一九四、八四四	一一、一九、二八二	八、九三、九九三	一〇、八七、五五〇	四、五三五、四四〇	—	六〇

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不十分にして獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此

村々を以て現に一學區とし、用忍水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず、而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し、明治六年大小區分畫の際第九大區六小區に編入し、同七年更に第十一大區三小區に編入し、同八年更に萩臺村、小中臺村、作草部村、西寺山村、殿臺村、園生村を同五小區に、原村、東寺山村、高品村を同二小區に、宮野木村を六小區に編入し、同九年更に宮野木村を七小區に、其他の村々を六小區に編入、同十一年郡區町村編制法施行の際萩臺村は作草部村、殿臺村、西寺山村、原村、高品村、東寺山村と聯合し、小中臺村は園生村、稻毛村と聯合し、宮野木村は畑村、積橋村と聯合し、全十四年更に萩臺村、作草部村、殿臺村、東寺山村と、原村、高品村、西寺山村と、小中臺村、園生村、宮野木村との三聯合に分ち、同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一の聯合と爲す。

新町名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらざると雖も、民情舊村名の一を存するを欲せず、又之を參互折衷せんとするも十ヶ村の多き撰擇に便ならず、依て新村茲に成り衆庶祝賀の意義を取り本名を附す。

譽田村

新町村名 譽田村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	合計	人口	戸数
野田村	一四、一〇七	五〇、七六八	七、四一四	三三、五二五	九、六三三	〇、八三〇	一〇四、四三五	五八〇	九九
高田村	四、四〇七	五、三八二	九、七三六	三九、四二六	七、九五四	〇、五二五	六〇、八〇〇	三〇〇	八
平川村	三、九二四	三、八〇一	六、六五四	二四、四二五	三六、六〇五	一、九八七	六〇、八〇〇	三七一	五
平山村	三、七三七	五、五四七	七、一六〇	二四、四二六	三六、三〇五	〇、三三三	五七、七〇六	五三三	六
遍田村	二、五〇三	二、八二〇	三、二九五	五、〇三六	三三、三〇九	〇、三三三	二五、三三六	三三三	七
東山科村	一、八八六	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一
計	二五、八八六	三三、三九六	三三、二八元	九五、九七八	一四、八三二	三、八九四	三三、五二八	三、五二八	三三

資力

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金	町村有財產	耕地	山林	建物
野田村	四四一、五七六	一四八、四六七	一八七、四六二	一三、〇〇〇	一六六五、〇〇〇	一、二八二	二、二八	二、二八	二、二八
高田村	七五八、〇九八	一九六、四六九	一八八、〇一一	一五、六〇〇	一一五七、九〇〇	一、	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
平川村	五〇六、五一四	一二九、七八三	一三〇、二三二	一四、三八六	六〇〇、〇〇〇	〇、八〇一	九、五一一	九、五一一	九、五一一
平山村	六一三、二五七	一七四、〇六一	一八四、四〇一	一六、〇〇〇	八〇八、〇〇〇	一、	二、三四二	二、三四二	二、三四二
遍田村	二二三、二三五	六七、八四三	七〇、六七九	一三、〇〇〇	四〇三、〇〇〇	一、	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四
東山科村	一、五〇〇	五、七〇〇	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
計	二五四四、一八〇	七二二、三三三	七六〇、七八四	七二、九八六	四六三三、九〇〇	〇、八〇一	二、三四二	二、三四二	二、三四二

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充分にして獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區

は此村々を以て現に一學區とし、又用悪水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず、又平川村より山邊郡高津戸村内に孕在せる飛地は之れを組替るを便利とす。而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し、遍田村は元錄年中平山村を分村し、東山科村は明治十年の創立とす。明治六年大小區分畫の際、野田村、遍田村、平川村、平山村は第七大區二小區に、高田村は全一小區に編入し、同七年更に野田村、遍田村、平川村、平山村、高田村を第十一大區一小區に編入し、全八年更に野田村、遍田村、平川村、平山村を第十一大區二小區に、高田村を全三小區に編入し、同九年更に平川村を三小區に編入し、同十年東山科村を第十一大區二小區に編入し、同十一年郡區町村編制法施行の際野田村は一村獨立し、遍田村、平山村、東山科村を以て一聯合と爲し、高田村は野呂村と平川村は和泉村と聯合し、同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一の聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらざる雖とも、民情舊村名の内其一を存するを欲せず、又之を參互折衷せんとするも六ヶ村の多き撰擇に便ならず、依て野田村に八幡神社あり譽田別命を祭るを以て、今其神名に取り本名を附す。

大和田町

新町村名 大和田町

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戸數
大和田村	一九,五〇一	三〇,六三三	三,四〇五	一七,一三〇	一,五三六	〇,六二二	七二,八二七	五九	五
荳田村	四七,四六九	三三,五〇一	八,一〇六	三三,〇三七	九,九〇二	一,〇〇九	一三三,〇〇五	五〇九	九
高津村	四三,三三七	六三,七七一	八,三三〇	一四,九三六	四,六二五	〇,五三三	一三〇,〇〇〇	五三	六
荳田町	四七,四六九	三三,五〇一	八,三三〇	三三,〇三七	九,九〇二	一,〇〇九	一三三,〇〇五	五〇九	九
大和田新田	六,〇〇九	七〇,五〇〇	五,七七七	四四,一四一	二,八八一	一,〇三三	一三〇,〇〇〇	五二	一
勝田村	五,一〇四	三〇,三三三	三,〇八四	三〇,八六一	三,〇三三	〇,三三三	七三,〇三三	一七五	三
計	一八四,二〇四	三三三,二六六	四〇,三八三	一〇七,三三八	一九,二八七	四,九三三	六六四,〇〇〇	一,七九	一〇

資力

舊町村名	國稅	諸稅	地方稅	町村費	町村協議費	耕宅地	山林	建物
大和田村	四三二,〇四六	一五八,三五六	七〇,一六一	一九,〇〇〇	〇	〇	〇	六九
荳田村	九七七,七一三	二一七,九三九	一一七,九一九	一〇〇,七五〇	〇	〇	〇	〇
高津村	七六六,二七二	二〇三,一四〇	一二四,五九四	五八,九五〇	〇	〇	〇	〇
荳田町	五三三,〇一〇	二一五,一〇四	一〇二,九三八	二八,五〇〇	〇	〇	〇	〇
大和田新田	三八四,八八七	一三五,〇五五	六九,八四〇	二二,六〇〇	〇	〇	〇	〇
高津新田	二〇一,七三一	五四,〇五七	五六,〇八八	二〇,五〇〇	〇	〇	〇	〇
勝田村	三七〇,三六六	九一,九六七	—	九,〇〇〇	〇	〇	〇	〇
計	三六六,〇二五	一〇七五,六一八	五四一,五四〇	二六〇,三〇〇	八〇二六	〇	〇	〇

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充分にして獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村其概ね農業を事として生活情態異ならず、又學區は高津新田を除き他の六ヶ村を以て現に一學區とし、高津新田は馬加村外四村と聯合して一學區を爲すと雖も、町村制實施の上は其區域を改め自治區と同一にするの見込なり、又用惡水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず。而して本按合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し、明治六年大小區分書の際第十一大區十小區に編入し、全十一年郡區町村編制法施行の際大和田村、荳田町、高津新田と大和田新田は荳田村と勝田村は柏井村外一ヶ村と聯合し、全十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一の聯合と爲す。

新町名撰定の事由

此村々の内大和田村は最も大村にして著名なるに因り、今其村名に従ひ本名を附す。

白井村

新町村名 白井村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戸數
野呂村	四八,一九二	四六,〇四五	二,八〇二	二七,四三三	四八,五七〇	三,一〇三	一三六,九〇〇	五〇〇	六

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金	耕地	山林	建物	米穀
和泉村	一五、五五九	六、三三六	六、七五五	一七、四四六	三〇、四四〇	三三	二六、一六五	二七〇	四
中野村	六九、四六〇	七、三三四	一四、三三三	三九、三三三	七、四四九	一、〇〇九	四九、八七七	七四	一五
川井村	一四、七八〇〇	一七、七五五	四、四〇七	四〇、八〇三	三、三三九	三、七	一〇、八、四一	一四一	三
佐和村	七、八五〇	九、三四三	九、九一八	四、七八七	三、一五六	〇、七三	八、三三八	九	一六
五十土村	五、六六八	六、三三三	一、三三九	二、三〇六	一、九六七	三三	三、三〇一	五	九
高根村	二、五八一	九、六三四	五、八〇三	九、四四四	一、四、三三八	二、四〇五	一七、三、六〇四	三七	五
北谷津村	三、四三三	九、一〇五	一、七九六	四、三三三	四、三八〇〇	二、四〇九	七、四、七七	六	八
多部田村	四〇、九三二	四、四三三	八、三三三	一三、七八八	六、七二七	一、二、八〇七	三、四、四九九	四三	七
計	二四、四七〇	二二、五三〇	五、九二二	一〇、七一九	二七、八四九	六、八〇四	一八、七、五〇五	二六三	四七
舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金	耕地	山林	建物	米穀
野呂村	八、四、一五三	三、三、三三	一、四、三、七九	八、八、五〇〇	—	—	—	—	—
和泉村	二、四、六六	一、〇、三、九	一、五、二、九四	四、一、七、六三	五、六、一、六〇	〇、三、三〇〇	—	—	—
中野村	二、〇〇、八七四	三、四、四、〇七六	三、三、八、四八	五、五、八、〇〇	三、〇、〇〇〇	〇、六、六、六	—	—	—
川井村	二、七、六、八三	六、九、二、九	一、六、七、七九	一、七、〇〇〇	—	〇、六、六、三三	—	—	—
佐和村	三、三、八、九四	三、五、八、〇三	三、五、〇、〇一	一、一、〇、〇〇	—	—	—	—	—
五十土村	一〇、一、八、九	二、四、九、二	三、一、三、三九	五、一、一、〇〇	—	〇、〇、三、〇、九	—	—	—
高根村	五、五、三、三	一、四、九、六、八	一、三、九、九、六	一、四、〇、〇〇	—	〇、二、一、〇〇	—	—	—
北谷津村	二、七、〇、四八	五、一、三、三	四、一、七、三六	二、一、五、〇〇	—	一、〇、〇〇〇	—	—	—
多部田村	五、二、〇、九	一、六、八、四三	五、四、九、九	二、〇、〇〇〇	—	六、〇、一、六	—	—	—
計	四、〇、〇、〇三	二、七、二、四、四	九、九、一、八、九	二、五、五、八、三	八、五、六、一、六	四、一、七、〇	一、〇、七、一、五	七〇	二

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充分にして獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現に一學區とし、又用悪水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず、又和泉村より古泉村内に孕在せる飛地は之を組替るを便利とす。而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は往古葛飾郡に屬し白井の莊たり。後千葉郡に屬す。明治六年大小區分畫の際第十一大區二小區に編入し、同八年更に三小區に編入し、全十一年郡區町村編制法施行の際中野村は一村獨立し、野呂村は五十土村外一ヶ村と聯合し、川井村は佐和村、高根村、多部田村と聯合し、北谷津村は小倉村外三ヶ村と聯合し、和泉村は平川村と聯合し、同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらずと雖も民情舊村名の内其一を存するを欲せず、又參互折衷せんとするも九ヶ村の多き撰擇に便ならず依て各村共往古白井莊なりしを以て今其莊名に従ひ本名を付す。

千葉町

千葉町

新町村名 千葉町

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戶數
千葉町	二二,九一九	一七,九二八	五,三三二	四,六三三	一,四四九	八,〇〇〇	四〇,〇〇〇	九七二	一八六
寒川村	四九,二三三	一五,三〇八	二八,二六九	三,五〇四	五,三〇九	八,二七三	一〇九,六二四	三九六	一三〇
登戸村	二,六三三	五〇,七〇九	一〇,六六九	七,三三七	六,七六〇	一,二四七	二二,一八五	一八二	三五
黒砂村	七,七七八	六七,二七六	四,七八二	一〇,一〇九	五,八三三	八九九	六六,〇四五	四九	八一
千葉寺村	八三,三三九	七二,七〇九	一三,六二〇	三,八二二	七〇三	二,八二五	二二,一三七	三三〇	三五
計	二二,八三二	四七,五八〇	一〇九,八四〇	一三〇,三三三	一九,五二三	三,三三九	一〇〇,四三六	一,九七七	三六八

資力

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	町村有財產	耕宅地	山林	建物
千葉町	九二九二,二五五	四三四六,四七八	一六四五,九六四	六三五,〇一〇	〇二〇五	—	—	二五七
寒川村	二三〇六,一三六	一五四八,〇九五	二四五五,〇四六	二八三,〇〇〇	—	—	—	一五〇
登戸村	五八五,三八一	四〇六,五一九	五三五,二四二	一三一,〇〇〇	〇二一七	—	—	八〇
黒砂村	三一九,三四一	一一四,六一〇	二二八,〇六四	五一,〇〇〇	三一〇五	—	—	一三
千葉寺村	一六七一,八二八	四五七,三六〇	三五三,五一〇	一五〇,八四七	七〇〇五	—	—	四八
計	一四一七四,九四一	六八七三,〇六二	五二一七,八二六	一二五〇,八四七	一,〇七〇二	—	—	五八八

合併を要する事由

此町村の内千葉町、寒川村の如きは資力較他に優るも猶獨立自治の目的を達するを得ざるに付、今其地形民情に従ひ、之を合併して有力の一町ならしめんとす。右の内千葉町登戸村は概ね商業と農業と

を事とし、寒川村は漁業と商業とを事とし、千葉寺村、黒砂村は農業を事とするも、生活の情態は敢て異ならず、又學區は千葉寺村を除き他の四ヶ町村を以て現に一學區とし、千葉寺村は生實郷外四ヶ村と聯合して一學區を爲すと雖も町村制實施の上は其區域を改め自治區と同一にするの見込なり。又用悪水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず、而して本校の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此町村の内千葉町、寒川村、登戸村、黒砂村は千葉郡に屬し千葉莊池田郷たり。千葉寺村は往古海上郡に中古千葉郡に屬し、明治六年大小區分畫の際、千葉町、登戸村、黒砂村は第十一大區三小區に、寒川村は全二小區に、千葉寺村は同四小區に編入し、同七年更に寒川村を同三小區に編入し、同八年更に千葉町、寒川村を同五小區に、登戸村、黒砂村を同六小區に編入し、同十一年郡區町村編制法施行の際、千葉町寒川村は各獨立し登戸村黒砂村を以て一聯合とし、千葉寺村は宮崎村と聯合し、同十四年更に千葉寺村、宮崎村より分離して獨立せしめ、全十七年戸長役場所轄區域更定の際、寒川村、千葉町、登戸村、黒砂村を以て一の聯合と爲し、千葉寺村は宮崎村外三村と聯合す。

新町名撰定の事由

此町村の内千葉町は縣廳所在地にして千葉氏の舊跡もありて著名且大町なるを以て今其名に従ひ本名を附す。

幕張町

新町村名 幕張町

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戸數
馬加村	九,九八七	三三,〇四八	二五,七三三	二四,八〇四	四,二〇六	五,五五二	四六,三三五	二,六八一	四六二
武石村	三,六四一	五,三三五	五,八九〇	一,三〇七	四,〇〇八	五,四〇七	六六,〇四四	五七七	八五
長作村	五,三〇九	一〇,五二〇	八,七三六	九,二二二	一,〇六八	五,五二八	二六,四四五	七七七	二〇〇
天戸村	一四,七八九	五,七五九	四,七五四	五,二二八	二,四九〇	三,八一七	一四〇,三八七	三,五七	五七
實叡村	三三,八八六	七,六八三	八,六三二	一三,七四三	一,五〇四	一,三二七	三〇,〇二四	五〇四	五七
計	二二,五九八	三三,三三四	五,八二七	三〇,二五四	九,五三六	八,七二六	一三〇,八二五	四八六	七九

  

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金	耕地	住宅地	山林	建物
馬加村	三三,一二三	八七八,三三七	六九,四七七	二七,八八〇	三二六,〇〇〇	一,五四五	一,五四五	四八,八二五	九
武石村	五二,六三六	一五,七四八	一三,七四八	四,〇〇〇	四,〇〇〇	—	—	—	—
長作村	一五,四〇七	二七,三四一	二二,四七七	六,五〇〇	一四〇,〇〇〇	—	—	—	—
天戸村	三三,〇三三	一〇三,〇七九	七,二七七	三〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
實叡村	六六,〇六八	一五,一五九	一五,八九六	四四,九〇〇	六〇,〇〇〇	—	—	—	—
計	一四四,二四五	一,五三三,九九四	一三〇,一四五	四三二,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	—	—	—	—

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充分にして、獨立自治の目的を得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず又學區は此村々と高津新田と聯合して一學區を爲すと雖も、町村制實施の上は其區域を改め自治區と同一に

するの見込なり。又用悪水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず。而して本按の合併は關係村々の異議なき所なり。

沿革

此村々の内馬加村は往古千葉郡に屬し大須賀の莊たり。中古葛飾郡に屬し後再び千葉郡に復す。武石村は往古千葉郡に屬し池田の莊たり。中古葛飾郡に屬し後再び千葉郡に復す。長作村は中古葛飾郡に屬し三山の莊たり。元祿年中千葉郡に屬す。天戸村は往古より千葉郡に屬す。實叡村は往古千葉郡に屬し、中古葛飾郡に屬し後再び千葉郡に復す。明治六年大小區分畫の際十一大區四小區に編入し、同八年更に馬加村、武石村、長作村、實叡村を、同八小區に天戸村を十小區に編入し、同十一年郡區町村編制法施行の際馬加村は一村獨立し、武石村、實叡村は大久保新田と聯合し、天戸村、長作村は花島村と聯合し、十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一之聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々の内馬加村は最も大村且著名なるを以て今其舊名を取りて本名を附す。

都村

都村

新町村名 都村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戸數
邊田村	五〇,〇五五	三三,〇四八	六,〇〇〇	九五,〇〇六	〇,三二四	〇,九七五	一七,四三〇	四八八	八五

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	山林
貝塚村	三六、〇六三	四、〇四四	八三、七二二	三、五六八	〇、三九三
川野邊新田	二、一〇九	六、七八七	五、九一〇	二、四〇五	〇、四〇三
矢作村	一〇、五三三	一八、三四三	三、六三二	〇、二九五	〇、五〇六
加曾利村	七、三九〇	一〇、九〇八	二、四〇三	三、七〇六	〇、九三六
計	一七〇、一四七	三三、七三二	三三、四二二	九四、二四八	一五、三三六
邊田村	八一七、三〇一	二二、三七七	一八一、六七七	八三、三九〇	一、〇〇〇
貝塚村	五二六、五一六	一六八、七八八	一七四、一五九	四一、八一〇	一、〇〇〇
川野邊新田	二一六、七六一	六七、二九七	五九、八四九	一、〇〇〇	一、〇〇〇
矢作村	三五六、六九六	八九、八九八	五七、三二七	一二五、九九九	三八一〇
加曾利村	一三三二、二八八	三三八、七四八	二四三、七七九	一六一、八〇〇	一
計	三二四九、五六二	八八八、四五八	七二六、七九一	四二三、九九九	三八一〇

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不十分に於て、獨立自治の目的を達するを得ざるに付、今其地形民情に従ひ之れを合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々と星久喜村と聯合して一學區を爲すと雖も、町村制實施の上は其區域を改め自治區と同一にするの見込なり。又用惡水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し唯用惡水路の内矢作村貝塚村に在る星久喜村と共用分水の關係を有する者ありと雖も、是等は姑く舊慣に従ふを以て便利とす。而して本

按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し池田郷と稱す。明治六年大小區分畫の際川野邊新田は第十一大區三小區に其他の村々は同二小區に編入し、同八年更に川野邊新田を二小區に其他村々を四十區に編入し、同十一年郡區町村編制法施行の際、邊田村、貝塚村、川野邊新田と聯合し、加曾利村は長峰村と聯合し、矢作村は星久喜村と聯合し、同十七年戶長役場所轄區域更定の際此村々と星久喜村とを以て聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらずと雖も、民情舊村名の内其一を存するを欲せず、又之を參互折衷せんとするも五ヶ村の多き撰擇に便ならず、依て將來の繁榮を冀圖し本名を附す。

更科村

新町村名 更科村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戶數
上泉村	三五、三三三	二九、九二七	六、〇三三	九、七一九	〇、七四三	〇、八七四	一三三、三三三	二、六七	四
下泉村	三、八九六	二五、九一九	四、九二〇	六、二四三	五、二九九	〇、三三三	一三三、七二〇	三三	五〇
谷當村	六、九三二	一九、五三三	四、一〇七	五、八三八	九、三三〇	〇、六七三	一三三、三三三	三三	元
且谷村	一〇、八二八	七、八三三	一、六三二	三、〇〇三	二、六三六	〇、一六六	一三三、三三三	三三	二四
下田村	一三、三〇一	二四、九三三	三、六三八	一〇、九三三	三、二二九	〇、四一五	一三三、三三三	三三	四〇

千葉縣千葉郡誌

一、〇五八

大井戸村	三、七二一	二四、四二八	三、八二一	三三、七〇〇	二、〇五九	〇、一〇〇〇	七四、六三〇	三八	元
古泉村	一八、三〇八	一八、三〇四	五、七〇〇	八三、七三九	一四、九〇五	〇、三三三	一四〇、六二八	三三	三
和泉村飛地	四、三三〇	—	—	—	—	—	五、三三〇	—	—
富田村	三、七〇〇	三〇、四二七	六、四三七	二〇三、七四九	三、二五〇	二、四三三	二九〇、五九二	三〇六	四
中田村	三、七〇一	六、〇三六	一六、八四四	三〇、六三七	三、六三三	〇、七四五	三九、二九〇	六六	一四
計	二四、七五〇	三三、五〇二	五三、三九二	八五、八三三	七五、一六四	五、九〇一	一五八、四八一	三七三	四三

資力

舊町村名	國稅	地方稅	並 町 村 費	町村協議費	現金	町村有財產	耕宅地	山林
上泉村	四六一、一五三	一六、三二四	七七、九九三	一六七、五〇〇	二九三、〇〇〇	—	—	〇、二〇〇
下泉村	五三五、四九七	一三八、四二八	八七、四八三	一六三、七〇〇	二九三、〇〇〇	〇〇二六	—	〇、一〇六
谷當村	三九五、〇五二	九九、〇〇四	五六、三六四	九九、六〇〇	—	—	—	〇、六二六
且谷村	一五二、九二六	三六、六九八	三一、二五〇	三一、四〇〇	—	—	—	—
下田村	三九九、八二六	一〇〇、〇八八	四一、七四三	五四、〇〇〇	—	—	—	—
大井戸村	四一二、七一五	一〇三、一五二	五四、六〇四	一八〇、〇〇〇	—	—	—	—
古泉村	三四五、四六六	八二、八六三	四八、四六〇	五五、一〇〇	—	—	—	〇、二二五
和泉村飛地	五一、七〇〇	一〇、四九八	一、八六〇	一三、二三七	—	—	—	—
富田村	六〇〇、二三七	一三九、五〇二	八二、四七八	一二九、八〇〇	—	—	—	〇、八一六
中田村	一四三一、五八三	二九五、三八一	一六五、七七七	二五二、〇〇〇	—	—	—	〇、二二四
計	四七八六、一五五	一一二一、九二八	六四八、〇二二	一一四六、三三七	—	〇〇二六	—	一一二二七

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充分にして、獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の

儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現に一學區とし、又用惡水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し、唯用惡水路の内、古泉村、富田村、上泉村に在て野呂村と共用分水の關係を有するものありと雖も、是等は姑く舊慣に従ふを以て便利とす。又和泉村より此村々内に孕在せる飛地は之を組替るを便利とす。而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は往古葛飾郡に屬し白井の莊たり。享保年中千葉郡に屬し、明治六年大小區分畫の際第十六大區一小區に編入し、同八年更に同二小區に編入し、同九年更に第十一大區三小區に編入し、同十一年郡區町村編制法施行の際、上泉村は下泉村と聯合し、中田村は富田村、古泉村と聯合し、大井戸村は下田村、谷當村、且谷村と聯合し、同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一ノ聯合と爲す

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらずと雖も、民情舊村名の内其一を存するを欲せず、之を參互折衷せんとするも九ヶ村の多き撰擇に便ならず、依て此地更科の地名あるに依り今其地名を取り本名を附す。

二宮村

二宮村

新町村名 二宮村

區 域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	合計	人口	戸数
瀧臺新田	一	若 <sub>前</sub> 三三三	二、三三三	六七、六〇八	一、四九三	三三三	二九、三三七	一八五	二四
藥園臺新田	一	六五、四〇六	六、三〇〇	一三、八九五	一、三〇八	三三三	八七、五〇五	四三	六
三山村	一七、九〇〇	八、五七三	八、六四五	三三、二九八	六、九二六	二、二〇八	二四〇、三二〇	四〇一	六
田喜野井村	一八、〇三二	四、七二九	五、六三四	三〇、五九七	一、五〇一	六二七	一〇一、九三九	三三六	四
前原新田	一	一八、七二〇	一三、〇四〇	八、五三九	三、四二六	三三三	三三、六〇一	七三	二九
上飯山満村	三、九二六	一三〇、一三三	一〇、一〇一	四九、〇三八	四、四〇六	一、三三六	二四八、八二九	七七	二九
下飯山満村	二〇、三〇四	三、七〇五	四、八四三	三〇、三三六	三三三	三三三	八九、一三九	三九	一
習志野原	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三三、三三二	五九、三〇八	五〇、三三〇	三三三、三〇一	一九、四八一	五九、三三三	一、六四、六三五	三、三〇八	五五

  

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金
瀧臺新田	一八八、四二二	六五、六九九	四六、〇五九	三三、三〇〇	一〇九四、七七四
藥園臺新田	三六二、六七一	一四五、六三六	一〇三、八二〇	五七、〇〇〇	一六四、二一九
三山村	五二二、二九一	一四九、五六五	一二一、二四〇	一二五、七〇〇	三四〇、九五五
田喜野井村	三九七、五三一	一〇四、五四四	八三、〇三七	四一、二〇〇	三一〇、六二〇
前原新田	六六六、四三八	二六三、四六四	二〇四、二八七	九〇、〇〇〇	二〇二四、五五九
上飯山満村	一一九九、九〇〇	三〇一、一二五	二四四、〇三七	七二、七〇〇	八八六、〇九三
下飯山満村	四一八、四二一	一一四、二七〇	一〇一、九六六	八八、三〇〇	三三四、九五二
習志野原	一	一	一	一	一
計	三、七五六、六七四	一、一四四、三〇三	九〇四、四四六	五〇八、二〇〇	五、一五六、一七二

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不十分に於て、獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現に一學區とし、又用悪水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず。而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。但習志野原は陸軍省所轄地にして従前何れの町村にも屬せざりしが地形に従ひ茲に編入す。

沿革

此村々は千葉郡に屬し、田喜野井村、上飯山満村、下飯山満村は千葉莊小金郷に隸す。明治六年大小區分畫の際第十一大區五小區に編入し、同八年更に九小區に編入し、同十一年郡區町村編制法施行の際瀧臺新田、藥園臺新田、田喜野井村、三山村と前原新田、上飯山満村、下飯山満村との二聯合に分ち、同十七年戸長役場所轄區域更定の際此村々を以て一の聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらずと雖も、民情舊村名の内其一を存するを欲せず、又之を參互折衷せんとするも七ヶ村の多き撰擇に便ならず、依て此村々の氏神は二宮神社にして最も著名なるにより今其社名を取り本名を附す。

睦村

新町村名 睦村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戸數
桑納村	二九,九〇六	一四,六三七	一,八三三	三,八五六	〇,三二六	〇,三二七	六八,八三三	一,五六	二
麥丸村	五,一四三	二,七〇六	五,三〇一	三,四〇九	〇,八二五	〇,九〇一	二二,四〇四	三,七	三
桑橋村	三,五一九	二,九〇三	三,六二一	七,八三三	一,四三三	〇,五二七	二二,四三三	二,七五	三
吉橋村	六,七三〇	七,八九五	一,九二〇	一七,四〇一	二,五〇六	〇,六五五	二九,一三七	七,九	三〇
島田村	三,三六二	三,五九八	三,二二三	三,一五〇	三,五〇六	〇,三三三	一六,三三七	三,三三	六
神久保村	七,五一九	五,七八二	一,三〇四	三,四三八	〇,五四九	〇,二二二	三七,四四三	八,三	三
小池村	三,六六九	一九,七八九	三,九五五	三,八〇九	〇,五六五	〇,一五三	八四,〇三九	二,七	三
眞木野村	二〇,七六六	六,七五八	二,二九七	一四,四〇八	〇,四七七	〇,一五三	四四,九三八	八,二	三
佐山村	三三,九〇一	一九,四八一	四,二二九	一〇,六〇六	四,四三四	〇,一七〇	七三,五四五	三,〇	〇
平戸村	三〇,五〇九	一九,三三三	二,九四八	九,八二〇	〇,八四〇	六,四七三	六九,八二五	二,〇	〇
神保新田内	〇,〇三三	三,八三一	一,九四六	一,六〇六	〇,〇二五	〇,〇四一	一六,五六五	二,九	三
島田	三三,二〇三	二五,三〇〇	四,二五五	五,八二七	一五,三三八	一〇,一〇六	一三六,七七九	三,〇	四
計	三三三,二〇三	二五三,三〇〇	四二,五五五	五八,五二七	一五,三三八	一〇,一〇六	一,二九六,七七九	三〇,三	四九

資力

舊町村名	國稅	地方稅	町村費	町村協議費	現金	町村有財產	耕地	山林
桑納村	三五,四四〇	八四,五五三	三〇,五三三	六,五〇〇	五四,〇〇〇	—	—	〇,〇九〇
麥丸村	三二,一四八	一九四,八八〇	八六,六三四	三,三三〇	一〇〇,〇〇〇	—	—	—
桑橋村	五,三〇九	一三,五五〇	三,六六九	一,三三〇	八〇,〇〇〇	—	—	—
吉橋村	一〇〇,八三三	三三,四〇四	一六,八九一	一五,五〇〇	七六,〇〇〇	〇,八二〇	—	—
島田村	四六,七六七	二六,二九四	三,六一	一,七〇〇	一〇〇,〇〇〇	〇,一一三	—	—
神久保村	一四〇,〇〇〇	二八,三三五	一四,一三	九,一〇〇	五〇,〇〇〇	—	—	—
小池村	四一,七〇七	一三,三〇一	五,九八	一〇,一五〇	〇〇,〇〇〇	—	—	—

合併を要する事由

此村々は孰れも資力不充分に於て獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場所轄區域の儘之れを合併して有力の一村たらしめんとす、右は各村共概ね農事を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現に一學區とし、又用惡水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し他に關係を及ぼさず、而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々は千葉郡に屬し、明治六年大小區分書の際第十一大區五小區に編入し、全九年更に吉橋村麥丸村を同大區十小區に其他の村々を十一小區に編入し、全十一年郡區町村編制法施行の際、桑橋村、桑納村、吉橋村、麥丸村と、神久保村、小池村、眞木野村、佐山村、平戸村、島田村との二聯合に分ち同十七年戸長役場所轄區域更定の際村々を以て一の聯合と爲す。

新村名撰定の事由

此村々は多少優劣なきにあらずと雖も、民情舊村名の内其一を存するを欲せず、又之を參互折衷せんとするも十ヶ村の多き撰擇に便ならず、依て茲に共同親睦の意義を取り本名を附す。

豊富村

豊富村

新町村名 豊富村

區域

舊町村名	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	合計	人口	戸數
楠ヶ山村	六,三三八	八,六三三	一,五八五	六,八五一	〇,六〇〇	〇,三三〇	二二,九八三	二七	三
大穴村	三,九三三	三,七三〇	三,九二七	二,〇七〇	一,六四四	〇,五三五	一五,九三三	三六	四
坪井村	二,九三六	三,七四七	五,二八六	八,八六八	三,九一〇	〇,九〇六	二五,六三三	三二	五
古和釜村	三,九二五	三,五四二	五,〇三八	一四,三八三	一,二四七	〇,三三四	二〇,八三八	三三	五
金堀村	二,七二六	三,一〇八	三,九〇三	五,一三二	〇,八〇四	〇,一七二	一〇,九一五	三〇	五
神保新田 (島田藩ヲ除ク)	—	六,四六六	四,四五七	三,〇七〇	〇,四一〇	〇,六四八	一六,〇七二	二四	三
八木ヶ谷村	二,五〇三	二,七九二	三,〇七三	一四,八〇二	一,七三三	一,五〇八	一八,八二六	二〇	三
大神保村	三,三三三	一,九二六	三,〇七七	三,七五二	〇,九七四	〇,六四一	一四,一六〇	一七	三
小室村	三,八八八	三,六〇五	四,三〇一	七,四八八	〇,四五六	〇,三八〇	一四,一六〇	三三	四
小野田村	二,五九二	一,九〇六	二,八九二	二,一八二	〇,〇七七	〇,一九三	六,八七六	二四	三
車方村	八,七八八	六,七四四	一,一七三	三,三三三	〇,〇六八	〇,三二八	一五,〇〇一	六九	三
行々林村	二,一〇三	二,一八五	二,二四八	五,八七三	一,〇三三	〇,一五七	一〇,六七九	一七	二
計	三六,七三三	三二,七五三	四二,三〇三	二二,五四二	二,一八七	六,〇三三	一七三,〇三三	二六〇	四三

資力

舊町村名	國稅	諸稅	並町村費	町村費	町村協議費	耕宅地	町村有財產	山林	建物
楠ヶ山村	一一八,〇八八	三二,〇九四	一八,五四二	四,八〇〇	—	—	—	—	—

大穴村	四二一,二三四	一〇四,〇六九	六四,六五九	一一,〇〇〇	—	—	—	—	—
坪井村	四八〇,九九二	一一一,三六六	七七,八〇七	四三,八〇〇	—	—	—	—	—
古和釜村	四五二,六三九	一一六,四九四	七三,二六九	一六,〇〇〇	—	—	—	—	—
金堀村	四二五,九二九	一一五,二一四	六八,二七六	一九,一五〇	〇,七〇三	一,〇六一四	—	—	—
神保新田 (島田藩ヲ除ク)	二五四,四五五	八四,四五八	七七,五七八	一六,五〇〇	一,三一〇一	一,五八〇〇	—	—	—
八木ヶ谷村	二四八,八四五	六二,八一五	三四,五六九	五三,一〇〇	—	—	—	—	—
大神保村	三〇九,四四七	七二,七三二	四〇,三〇五	三四,〇〇〇	—	—	—	—	—
小室村	五三四,三四四	一二四,三〇二	六九,八五〇	二五,〇〇〇	—	—	—	—	—
小野田村	三七九,二九二	八六,九七四	五三,七七六	三五,〇〇〇	一,二二〇五	五八〇一	—	—	—
車方村	一一六,〇三八	三一,八六三	四二,九四二	—	—	—	—	—	—
行々林村	三一五,六七〇	七八,七〇六	四五,一三九	二五九,三五〇	〇〇一五	〇〇二六	—	—	—
計	四〇六,九七三	一〇三,七六五	六六,七一一	五一一,八七〇	二,六〇二四	三,六八〇〇	—	—	—

合併を要する事由

此村々は何れも資力不充分にして、獨立自治の目的を達するを得ざるに付、現今戸長役場區域の儘之を合併して有力の一村たらしめんとす。右は各村共概ね農業を事とし生活の情態異ならず、又學區は此村々を以て現に一學區とし、又用悪水路溜池の如きは從來村々限り修築保存し、他に關係を及ぼさず。而して本按の合併は關係村々に於て異議なき所なり。

沿革

此村々の内、楠ヶ山村、古和釜村、坪井村、大穴村、金堀村、神保新田、八木ヶ谷村、大神保村は葛飾郡に屬し、後千葉郡に屬す。小室村、小野田村、車方村、行々林村は印旛郡に屬し、神保郷と稱し